

鳥獣被害防除・捕獲対策事業について。

補助金、交付金について不正が行われているとの相談を受けている。11 月に開催された議員とかたろ会でもそのような指摘があったと聞いた。そのような事実があったのか、あったとすればその実態、市の対応、対策について問う。

農林水産部長：霧島市は「霧島市有害鳥獣捕獲報償費等交付要綱」に基づき、農林産物等の被害が発生した地域において市長が捕獲指示した有害鳥獣を捕獲した駆除隊員に対し、報償費を交付している。対象となる有害鳥獣を捕獲した駆除隊員は、捕獲した有害鳥獣の尾、両耳、固体写真等の証拠品を添えて「有害鳥獣捕獲実績報告書」を提出、市はこの内容を確認した上で、報償費を交付している。

このような中、今般、本年度第 1 四半期における「有害鳥獣捕獲実績報告書」の確認作業において、添えられていた固体写真等の一部に虚偽が疑われるものがあったことから、報償費の交付を保留し、現在、その検証作業を行っている。

今後、引き続き、同要綱に基づき適切に処理して行きたい。

Q：不正行為があったとの確認は取れているか？

林務水産課長：部長答弁があったが、平成 28 年 4 月から 6 月までの捕獲報告において同一固体を別固体として写真撮影をしているのではないかと疑われる写真があった。その固体写真は 6 名からの捕獲報告の証拠品であって、検証中である。

Q：事実確認がとれたかと質問している。同じ写真の使い回しの確認が取れたかと聞いている。

林務水産課長：現在 6 名に聞き取りをしている。11 月に完了した。それを元に色々な専門家等に再検証を依頼している。

Q：予定は？

林務水産課長：3 月に翌年度の従事者証の決定をする関係から 2 月から 3 月の下旬と考える。

Q：保留している報償費の額は？

林務水産課長：35 万 6000 円

Q：検証作業をしているということであるが、その事実が判明した場合の市の取る態度は？

農林水産部長：平成 28 年度の報償費の疑義があるものについては支払いを保留している。平成 27 年度以前については現在検証中であり、結果が出ていない。その結果を確定して対応する。

Q：どのような対応をとるか質問している。

農林水産部長：不正な支払いがあった場合、補助金の返納を求める。

Q：返納で済ませるのか？

農林水産部長：現在確定していないので、今後確定した場合、始良伊佐振興局とも協議して行く。

Q：公金を騙し取ろうとした行為であって、そのような行為に対して何も言えないという答弁は市民感覚では納得できない。答弁を変えるつもりはないか？

農林水産部長：現在、確定していない状況である事から先の答弁に留まる。

Q：確定したら、公表するか？

農林水産部長：先に答弁したとおり、県、始良伊佐振興局とも協議して行く。

Q：個人情報ということで、誰がやったか分からないままでは市民は納得できないと思う。どう扱うか決まっていないという事である。市が検証を行うという事であるが、市に検証能力があるか？

農林水産部長：我々も最終的にどのような形での最終判断をするか、確定させるかについても検討中である。本年度中には確定が出来るよう検討している。

Q：納得し辛い答弁である。もし市の手に余るようであれば、専門家とか司直の手に委ねる考えは無いのか？

農林水産部長：状況によってはそのような事になるかも知れない。